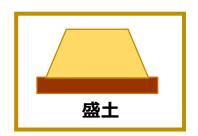
令和 5 (2023)年度栃木県環境審議会第 1 回土砂条例部会 説明資料 1

# 1 土砂条例及び盛土規制法の概要 (土砂条例)

## 栃木県土砂条例

栃木県では、外部から搬入した土砂等により3,000平方メートル以上の面積の埋立て等を行う場合、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(栃木県土砂条例・H11.4.1施行)に基づく許可を受ける必要がある。※3,000㎡未満の場合も、市町土砂条例の手続が必要となる場合あり







## 目的

土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、

**土壌の汚染** と **災害の発生** を防止し、もって県民の生活の 安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

## 監督・処分

・措置命令、停止命令、許可取消し (崩落防止措置命令、 安全基準不適合土砂撤去等命令)

立入検査 報告の徴取

#### 罰則

- ・安全基準に適合しない土砂等の埋立て
- ・無許可埋立て
- · 命令違反、無届、虚偽報告

## 規制

## 汚染された土砂等の埋立て等の禁止

何人も、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない。

## 土砂等の埋立て等の許可

#### 【土砂等の埋立て等の許可申請】

- ・土砂等の埋立て等を行う土地の 区域の面積が3,000㎡以上 (=**特定事業**)
- ※国、地方公共団体等が行う ものなどは適用除外

#### 【許可基準】

- ・欠格事項に該当しないこと
- ・土地所有者の同意
- ·事業期間3年以内
- ・施丁管理事務所の設置
- ・ 構造基準の適合
- 排出水の汚染状態測定措置
- ・施工中の災害発生防止措置

・周辺住民への周知(努力義務)

#### 【特定事業施工時の義務】

- ①土砂等の搬入の届出
- ②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告
- ③水質検査(地質検査)
- 4 関係書類の縦覧
- ⑤標識の掲示等
- 6搬入車両への表示

採取場所ごと、かつ5,000m3までごとに土砂等 発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付

採取場所ごとに1日当たりの搬入量等を記載、

6月(一時たい積は3月)ごとに報告

6月(一時たい積は3月)ごとに実施、報告

提出書類の写し等縦覧

事業者及び事業概要等を掲示

土砂等搬入車両である旨の表示

#### 【特定事業の終了】

○完了の届出

○土砂等量等の報告

○水質検査・地質検査

## 栃木県土砂条例における安全基準

項目	基準値	
カドミウム	検夜1リットルにつき0.003ミリグラム以下	
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
六価クロム	検夜1リットルにつき0.05ミリグラム以下	
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	
総水銀	検夜1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。) である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
四塩化炭素	検夜1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	検夜1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	

項目	基準値
1,1-ジクロロエチレン	検夜1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	検夜1リットルにつき1ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	検夜1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検夜1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検夜1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	検夜1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	検夜1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	検夜1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	検夜1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	検夜1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検夜1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	検夜1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検夜1リットルにつき1ミリグラム以下
1,4-ジオキサン	検夜1リットルにつき0.05ミリグラム以下

## 栃木県内市町土砂条例制定状況

市町においては県土砂条例対象面積(3,000m以上)未満の特定事業を許可対象とする土砂条例が制定されている。なお、★付きの市町は県条例適用除外のため、3,000m以上も市町が所管する。

	市町	施行時期	対象面積		市町	施行時期	対象面積
1	★宇都宮市	H12.4	500㎡以上	14	下野市	H18.1	500㎡以上
2	★足利市	H12.4	500㎡超	15	上三川町	H12.4	500㎡以上
3	★栃木市	H11.10	500㎡以上 ※	16	益子町	H13.7	500㎡以上
4	★佐野市	H17.2	500㎡以上	17	茂木町	H12.4	500㎡以上
5	★鹿沼市	H11.9	500㎡以上	18	市貝町	H13.7	500㎡以上
6	★日光市	H18.7	500㎡以上	19	芳賀町	H13.7	500㎡以上
7	小山市	H12.4	500㎡以上	20	壬生町	H12.6	500㎡以上
8	真岡市	H12.6	500㎡以上	21	★野木町	H2.12	300㎡以上
9	★大田原市	H12.4	1,000㎡以上	22	塩谷町	H12.7	500㎡以上
10	矢板市	H12.7	500㎡以上	23	高根沢町	H12.7	500㎡以上
11	那須塩原市	H17.1	1,000㎡以上	24	那須町	H12.4	1,000㎡以上
12	さくら市	H17.3	下限値なし	25	那珂川町	H17.10	下限値なし
13	那須烏山市	H17.10	500㎡以上				

<sup>※</sup>栃木市では、「土砂等の量:500㎡以上」、「事業区域と搬入口の接する道路との高低差:5 m以上」のいずれかに 該当の場合、500㎡未満でも許可対象となる。

## 他府県における土砂等の埋立て等の規制に関する条例制定状況

自治体	許可対象	生活環境 保全目的
宮城県	3,000m2以上	無
茨城県	5,000m2以上	有
栃木県	3,000m2以上	有
群馬県	3,000m2以上	有
埼玉県	3,000m2以上	有
千葉県	3,000m2以上	有
神奈川県	2,000m2以上	無
新潟県	3,000m2以上	無
山梨県	3,000m2以上	無
長野県	3,000m2以上又は 高さ5m以上	無
岐阜県	3,000m2以上	有
静岡県	1,000m2以上	有
三重県	3,000m2以上かつ 高さ1m以上	有

自治体	許可対象	生活環境 保全目的
京都府	3,000m2以上	有
大阪府	3,000m2以上	有
兵庫県	1,000m2以上かつ 高さ1m以上	有
和歌山県	3,000m2以上	有
鳥取県	2,000m2以上かつ 高さ1m以上	無
広島県	2,000m2以上	無
徳島県	3,000m2以上	有
愛媛県	3,000m2以上	有
高知県	3,000m2以上	有
福岡県	3,000m2以上	無
佐賀県	3,000m2以上	有
大分県	3,000m2以上	有

## 1 土砂条例及び盛土規制法の概要 (盛土規制法)

## ○盛土を巡る現状

- 熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 ⇒甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、全国で約3.6万か所(栃木 県333か所)を目視等により点検(令和4年3月)

## 一制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を 目的とした各法律により、開発を規制
  - ⇒各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ず しも十分でないエリアが存在
    - (一部の地方公共団体では条例を制定して対応)







死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟 軽傷者1名、県道通行止め

「国土交通省HPより引用]

## 「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正(通称"盛土規制法")

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・ 目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険 な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
- 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応
- 公布: R4.5.27/施行: R5.5.26

## ○スキマのない規制

- ・ 都道府県知事等が宅地・農地・森林等の土地の用途にかかわらず、<u>盛土等により人家等に</u> 被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・ 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、<mark>規制区域内で行う盛土等を許可の対象</mark>と する 等

## ○盛土等の安全性の確保

- ・ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期 報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査を実施 等

## ○責任の所在の明確化

- ・ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有する**こと を明確化
- ・ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正 措置等を命令できることとする 等

## ○実効性のある罰則の措置

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、 条例による罰則の上限より高い水準に強化等

## 盛土規制法の基礎調査 (1)基礎調査に当たっての基本的な考え方

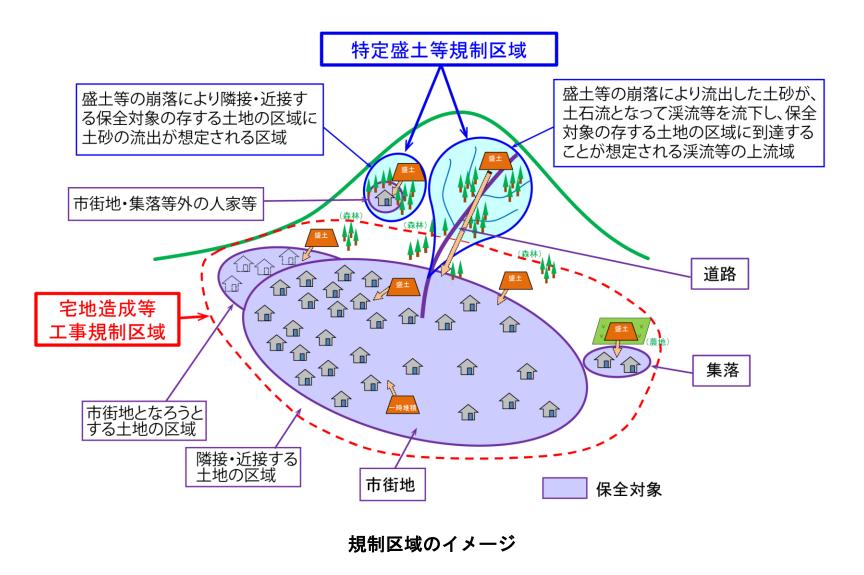
- 基礎調査とは、盛土規制法において、<u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の</u> 指定に当たって必要な調査である。
- 国が作成した「基礎調査実施要領(規制区域指定編)」に基づき、都道府県等がおおむね 5年ごとに実施する。

## 第二 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

規制区域は、当該区域内で新たに行われる盛土等に関する工事の規制や、既存盛土等に対する 是正命令等を行うことにより盛土等に伴う災害から人命を守るために都道府県知事が指定するも のである。このため、都道府県は、盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに当該区域の 指定のために必要な調査を実施する必要がある。

また、<u>盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要であり、基礎調査に当たっては、人命を守るため必要十分なエリアが規制区域に</u>指定されるよう留意することが重要である。

出典:基礎調査実施要領(規制区域指定編) (国土交通省)



[基礎調査実施要領(規制区域指定編) (国土交通省) 参考資料の図を加工して作成]

## 第四 用語の定義 (二 保全対象)

人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設等の存する土地、人が日常的に 往来する蓋然性の高い道路等の公共施設、及びその他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全 する必要のあるものをいう。

出典:基礎調查実施要領(規制区域指定編)

## <規制区域毎における保全対象の考え方>

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
規制 区域	<ul><li>市街地・集落等</li><li>上記に隣接・近接する土地の区域</li></ul>	<ul><li>市街地・集落等から離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得るエリア</li><li>市街地・集落等以外の区域の居住者等に危害を及ぼし得るエリア</li></ul>
保全対象	・ <u>市街地・集落等</u>	<ul> <li>市街地・集落等         上記以外の         ・ 人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地         ・ 人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設         ・ その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの     </li> </ul>

出典:基礎調査実施要領(規制区域指定編)の解説(国土交通省)

## 第五 規制区域の指定の考え方

規制区域は、次のいずれかに該当する区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域

宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域		
<ul> <li>(市街地・集落等)</li> <li>① 都市計画区域</li> <li>② 準都市計画区域</li> <li>③ 地域開発計画等策定区域</li> <li>④ 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域</li> <li>⑤ 集落の区域</li> <li>⑥ その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域</li> <li>(市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域)</li> <li>⑦ 上記の区域に隣接・近接する土地の区域</li> </ul>	<ol> <li>盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって渓流を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される渓流の上流域</li> <li>盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域</li> <li>土砂災害発生の危険性を有する区域</li> <li>過去に大災害が発生した区域</li> <li>その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域</li> </ol>		

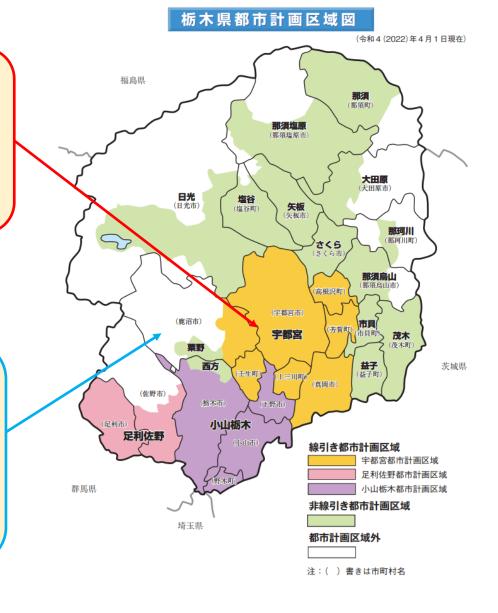
出典:基礎調查実施要領(規制区域指定編)

## 都市計画区域=**着色の区域** 県土の約65%

おおむね宅地造成等工事規制区域の対象

都市計画区域外=<u>白抜きの区域</u> 県土の約35%

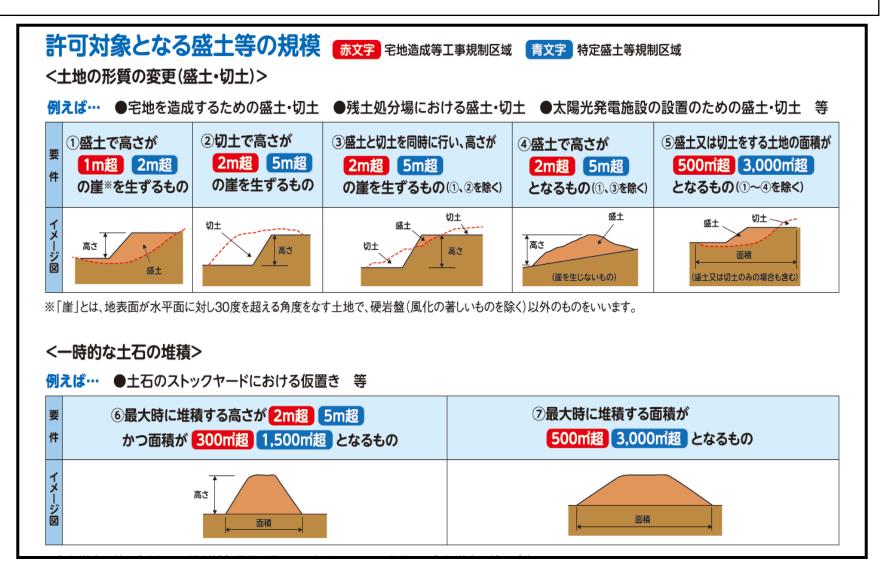
一定の要件に該当する土地が、 宅地造成等工事規制区域または 特定盛土等規制区域の対象<sup>※</sup>



→基礎調査の基本的な考え方に基づき、<u>人命を守るために必要十分なエリアが規制</u> 区域に指定されるように調査を実施中

## 盛土規制法における規制 (1)規制対象行為

○ 規制区域内においては、許可対象となる盛土等の規模がそれぞれ定められており、宅地造成等工事規制区域の方がより小規模な盛土等を許可の対象としている。



14

## 盛土規制法における規制 (2)許可申請から工事完了までの流れ

## 1 許可申請前

- ●土地の所有者等全員の同意
- ●周辺住民への事前周知



## ② 許 可 申 請・許 可

●許可基準への適合

#### 許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること
- ●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる 土地の所在地等を公表



## ●完了検査

安全基準への適合について現地検査



## 3 工事着手

## ●現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、 当該工事に係る許可を受けている旨の表示

●定期報告\*1

工事の施行状況について、3ヶ月※2ごとに報告

●中間検査\*1

工事完了後に確認困難となる工程について検査

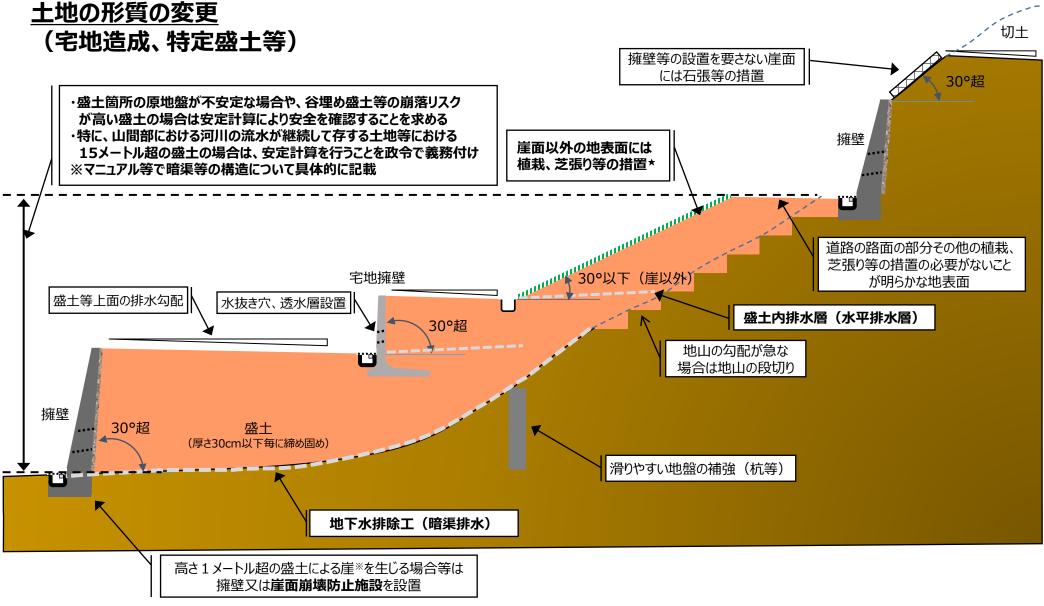
※1 一定規模以上の盛土等が対象です。

※2 各都道府県等の条例により期間が短くなっている場合があります。

出典:盛士規制法パンフレット(事業者用)



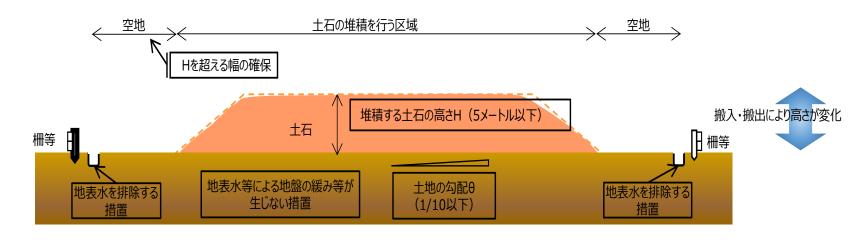
## 盛土規制法における規制 (3)規制対象の技術的基準①



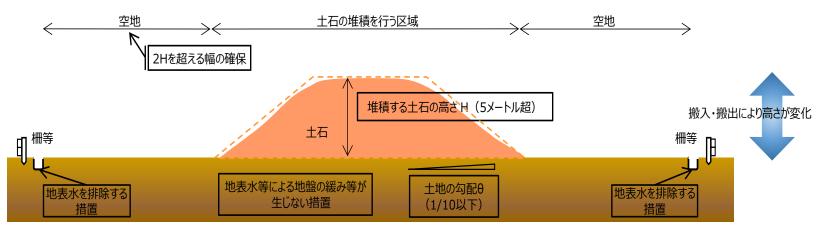
- ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。
- ★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。

## 一時的な土石の堆積

#### (イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



#### (ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



## 盛土規制法に基づく不法・危険盛土等対応 (1)盛土等発見からの対応フロー

#### 1. 住民等通報受付

#### 2. 現状把握

緊急対応の必要性を判断。

その後、行政対応実施のために必要な情報を、報告徴取や立入検査等により把握する。

#### 3. 緊急対応

発見された盛土等について、緊急対応の必要が あると判断された場合は、周辺住民等への周知、 応急対策工事等の緊急的な対応を行う。

#### 4. 行政指導

相手方が応じない場合は、躊躇することなく行政処分へ

#### 5. 行政処分等

① 監督処分

違法性が確認された場合は、監督処分(工事停止命令、災害防止措置命令等)を行う。

② 改善命令等

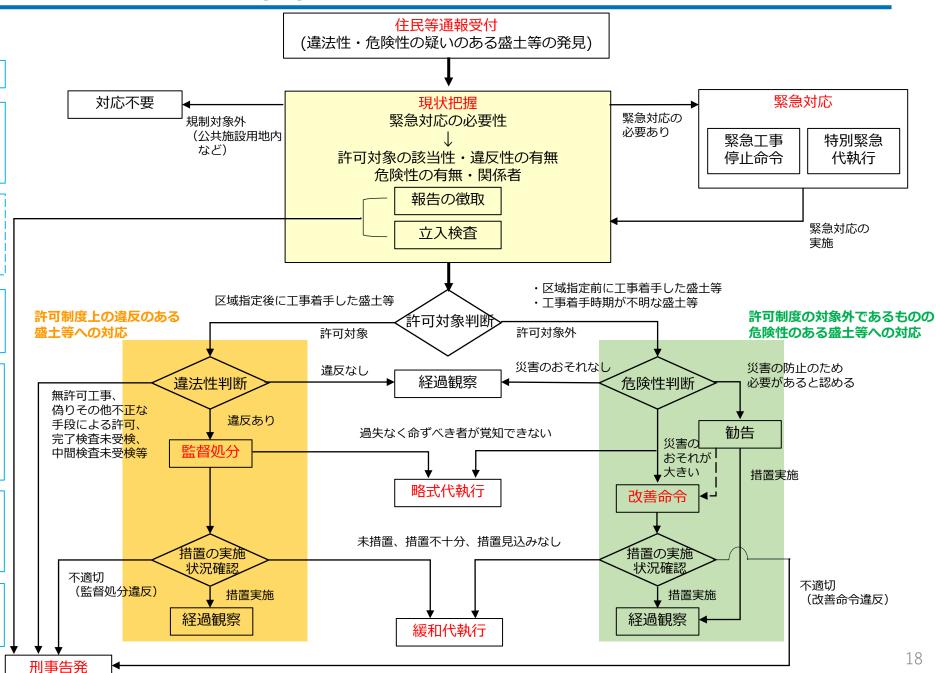
危険性が確認された場合は、改善命令等を行う。

#### 6. 行政代執行

監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、措置を講じない場合などは、行政代執行を行う。

#### 7. 刑事告発

無許可の盛土等や命令違反など、罰則行為に該当する場合は、速やかに刑事告発の検討を行う。



「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン(概要版)」(国土交通省)における「◆不法・危険盛土等発見後からの行政対応フロー」を参考に作成

## 盛土規制法に基づく不法・危険盛土等対応

## (2)現状把握

## ◆現状把握の進め方

・ 違法性・危険性の疑いのある盛士等を発見した場合は、まず、緊急対応の必要性を判断する。その後、 行政対応を実施するために必要な情報を把握する。

#### (1) 緊急対応の必要性の検討

① 緊急対応の必要性

緊急対応が必要な危険性があるか確認

② 規制対象への該当性

本法の規制対象に該当しているか確認

必要性が認 められれば 緊急対応を 実施

#### (2) 行政処分等の必要性判断

③ 許可対象への該当性

監督処分の対象であるか判断するため、 本法の許可対象に該当しているか確認

④ 違法性の有無

監督処分を行う 必要があるか確認 ⑤ 危険性の有無

改善命令を行う 必要があるか確認

6 関係者

関係者を把握し行政処分の対象者を確認

## ◆現状把握の方法

- 具体的な現状把握の方法として、法に基づく立入検査、 報告徴取やその他の方法がある。
- これらを積極的に活用し、客観的資料の収集に努めること。
- ・ 他法令による規制がある場合は、当該関係法令担当部局と連携し、情報を共有し、効果的な場合には合同で立入検査を実施することも考えられる。

#### <立入検査>

- 法に基づき盛土等に関する工事が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査。
- ・ 実施可能な検査は、測量、勾配等の検査、その他現況 観察検査等のほか、ボーリングによる検査や掘削調査に ついても実施可能。

#### <報告徴取>

- ・ 法に基づき当該土地又は当該土地で行われている工事 の状況について、報告を求めることが可能であり、工事施 行関係書類や工事請負契約書類等も徴取内容に含ま れる。
- 報告徴取の相手方は土地の所有者、管理者、占有者。 (例、工事施行中の場合、工事主、工事施行者も占有 者に該当し、報告徴取が可能)

#### <その他の方法>

- 既存書類や衛星画像等を用いた机上調査
- 対象地周辺での聞き取り調査
- ・ 監視カメラによる確認、ドローン調査等

出典:不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン(概要版)

## 盛土規制法に基づく不法・危険盛土等対応 (3)行政処分

#### ◆行政処分

- 本法では、不法・危険盛土等に対処する行政処分として、「監督処分」と「改善命令」の2種類の方法を規定。
- 「監督処分」は、許可制度上の違反がある盛土等が対象。
- 「改善命令」は、原則、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象。

#### (1)監督処分

- 違反内容や工事の進捗状況等を踏まえ、命令内容と命令可能な相手方を決定。
- 命令可能な相手方は、行為者のほか、工事後の場合は、土地所有者等に対しても命令が可能。

<発出可能な命令内容> 許可取消処分

工事施行停止命令/緊急工事施行停止命令(工事中の場合)

土地使用禁止・制限命令(工事後の場合)

災害防止措置命令

#### (2)改善命令

- 改善命令が必要な危険性があるかどうか、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方から判断。
- 命令対象者は土地所有者等のほか、原因行為者がいる場合には、当該原因行為者に対しても改善命令が可能。

#### ◆手続の流れ

- 行政処分の内容や盛土等の状況により手続の省略が可能。
- 災害防止のため処分内容の公表が可能。

#### 

20

出典:不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン(概要版)